

第101期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月28日（水曜日）
午前10時

開催
場所

東京都新宿区上落合三丁目10番8号
当社本社会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限
2023年6月27日（火曜日）午後5時45分まで



株式会社 オーバル

証券コード：7727

(証券コード 7727)

2023年6月9日

(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株 主 各 位

東京都新宿区上落合三丁目10番8号

株式会社 オーバル

代表取締役社長 谷 本 淳

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第101期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.oval.co.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オーバル」または「コード」に当社証券コード「7727」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後記「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区上落合三丁目10番8号 当社本社会議室
3. 目的事項 報告事項 1. 第101期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第101期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③計算書類の個別注記表
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2023年6月27日(火曜日) 午後5時45分まで

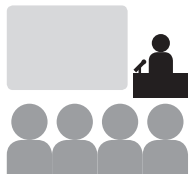
書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月27日(火曜日) 午後5時45分到着まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

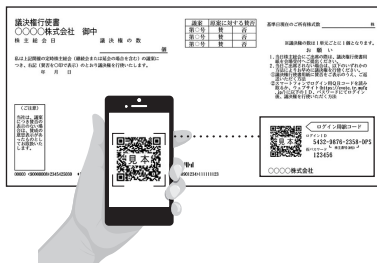
株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

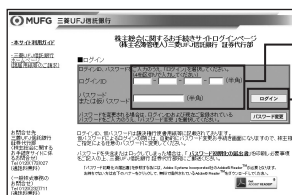
- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

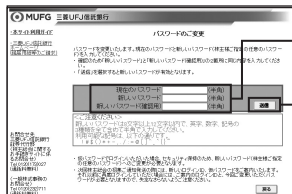
- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(期末配当に関する事項)

当社は、株主の皆様への利益還元を継続して実施することを経営の重要施策の一つと認識するとともに、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えた財務体質の充実も含め、総合的に利益配分を決定していくことを基本方針としております。

そこで、当期の期末配当金につきましては、1株につき5円といたしたいと存じます。

これにより、年間の配当金は、既にお支払している中間配当金4円とあわせて、前年度から3円増額の1株につき9円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、発行済株式総数から自己株式を除いた株式数に1株当たりの配当額を掛けて算出したものであり、112,019,785円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定にあたっては、委員の過半数が独立社外取締役（監査等委員）により構成される指名・報酬諮問委員会の審議・勧告を経て、取締役会で決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

たにもと
谷本

再任

■ 生年月日

1957年4月7日生

■ 取締役会への出席状況

24回/24回

■ 所有する当社の株式数

218,500株

じゅん
淳

略歴、地位、担当

1982年3月	当社入社	2010年4月	当社取締役兼執行役員経営企画室管掌、商品企画部担当、新事業推進部門部長
2002年4月	当社技術部門部長	2011年6月	当社代表取締役社長技術本部管掌、商品企画部・新事業推進部担当
2002年6月	当社執行役員技術部門部長	2011年10月	当社代表取締役社長経営企画室管掌、監査室担当
2003年3月	当社執行役員技術本部副本部長、技術部門部長	2012年6月	当社代表取締役社長監査室・経営企画室担当（現任）
2004年6月	当社取締役兼執行役員技術本部長		
2005年3月	当社取締役兼執行役員技術本部長、技術部門部長、中国事業本部付		
2008年4月	当社取締役兼執行役員技術本部長、商品企画部門部長		
2009年10月	当社取締役兼執行役員商品企画部担当、NFSエンジニアリング本部長、新事業推進部門部長、システム開発部門部長		

選任理由

同氏は、1982年に当社入社後、技術部門での技術開発に携わり、2009年には新事業推進部門部長として新規市場開拓においてリーダーシップを発揮してまいりました。2011年に代表取締役社長に就任以降は、経営陣トップとして優れた先見性に基づく経営諸戦略の立案やリーダーシップを存分に発揮してまいりました。同氏の豊富な業務経験・実績・見識は、今後の当社の企業価値の向上と中長期的成長のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **2**

あさ むま よし お
浅沼 良夫

再任

■ 生年月日

1959年5月13日生

■ 取締役会への出席状況

24回/24回

■ 所有する当社の株式数

34,200株

略歴、地位、担当

1983年4月	当社入社	2020年4月	当社取締役兼執行役員営業本部・サービス部担当、システムエンジニアリング部門部長、中国事業推進室部長
2006年4月	当社技術部門部長兼生産技術部門部長	2020年6月	当社取締役兼執行役員製造本部・技術本部担当、システムエンジニアリング部門部長、中国事業推進室部長
2009年6月	当社執行役員技術部門部長	2021年6月	当社取締役兼執行役員管理部・マーケティング部担当、システムエンジニアリング部門部長、中国事業推進室長
2011年6月	当社執行役員技術本部兼研究開発部門部長	2022年6月	当社取締役兼執行役員管理部・中国事業推進室・システムエンジニアリング部担当、システムエンジニアリング部門部長
2017年3月	当社執行役員研究開発部門部長、中国事業推進室部長、北京事務所長	2023年4月	当社取締役兼執行役員管理部・システムエンジニアリング部担当、システムエンジニアリング部門部長（現任）
2017年4月	当社執行役員システムエンジニアリング部門部長、中国事業推進室部長、北京事務所長		
2019年6月	当社取締役兼執行役員営業本部・サービス部担当、システムエンジニアリング部門部長、中国事業推進室部長、北京事務所長		

重要な兼職の状況

HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.董事

選任理由

同氏は、1983年に当社入社後、長年技術部門、研究開発部門で多くの技術開発や新製品開発に携わった後、2009年に執行役員就任後は、技術部門・研究開発部門・システムエンジニアリング部門の担当役員として、長年の技術経験を活かし、当社製品の品質向上や新製品開発に貢献してまいりました。また、中国事業推進室部長、北京事務所長として、当社中国事業の発展に貢献してまいりました。同氏のこれまでの豊富な業務経験・実績・見識は、取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **3**

か とう よし き
加藤 芳樹

再任

■ 生年月日

1969年1月24日生

■ 取締役会への出席状況

24回/24回

■ 所有する当社の株式数

18,900株

略歴、地位、担当

1992年4月	当社入社	2020年6月	当社取締役兼執行役員サービス部担当、営業本部長、国際営業部門部長
2012年4月	当社国際営業部長	2021年6月	当社取締役兼執行役員営業本部長、国際営業部門部長
2013年4月	当社プラント営業部門部長	2022年4月	当社取締役兼執行役員営業本部長
2013年6月	当社執行役員プラント営業部門部長	2022年6月	当社取締役兼執行役員営業本部担当、営業本部長（現任）
2016年4月	当社執行役員東日本営業部門部長		
2017年4月	当社執行役員営業本部長		
2018年10月	当社執行役員営業本部長、国際営業部門部長		

重要な兼職の状況

HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.董事、山陽機器検定株式会社取締役

選任理由

同氏は、1992年に当社入社後、国内外の営業部門で経験を積んだ後に、当社の海外事業を牽引してまいりました。2013年に執行役員就任、2017年に営業本部長に就任後は、実績と経験を活かし国内外の営業部門を統括し事業拡大に貢献してまいりました。同氏のこれまでの豊富な業務経験・実績・見識は、取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **4**

にっ くに せい じ
新 國 誠 治

再任

■ 生年月日

1966年6月21日生

■ 取締役会への出席状況

24回/24回

■ 所有する当社の株式数

17,403株

略歴、地位、担当

1985年4月	当社入社	2022年4月	当社取締役兼執行役員品質保証部・認定事業室・サービス部・横浜事業所担当、横浜事業所長
2012年5月	当社サービス部門部長		
2017年6月	当社執行役員サービス部門部長		
2021年6月	当社取締役兼執行役員品質保証部・認定事業室・横浜事業所担当、横浜事業所長、サービス部門部長	2023年4月	当社取締役兼執行役員品質保証部・サービス部・横浜事業所担当、横浜事業所長（現任）

重要な兼職の状況

京浜計測株式会社取締役、OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.取締役、OVAL TAIWAN CO.,LTD.董事、山陽機器検定株式会社監査役

選任理由

同氏は、1985年に当社入社後、長年にわたりサービス事業部門で当社製品のメンテナンスに携わり、同分野における幅広い経験と豊富な専門知識を有しております。2017年に執行役員に就任後は、サービス事業の拡大に貢献してまいりました。同氏の豊富な経験と知識を活かすことが当社のモノづくり事業全般の発展に繋がると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **5**

こ ぐま ひとし
小 熊 仁

再任

■ 生年月日

1967年8月18日生

■ 取締役会への出席状況

20回/20回

(2022年6月28日就任以降の状況)

■ 所有する当社の株式数

11,200株

略歴、地位、担当

1986年4月	当社入社	2022年6月	当社取締役兼執行役員マーケティング部担当、マーケティング部門部長
2014年4月	当社製造部門部長		
2015年4月	当社情報システム室長	2022年10月	当社取締役兼執行役員情報システム部・マーケティング部担当、マーケティング部門部長
2018年4月	当社情報システム室長、経営企画室部長	2023年4月	当社取締役兼執行役員情報システム部・マーケティング部担当、マーケティング部門部長、オーバル北京事務所長（現任）
2019年6月	当社執行役員マーケティング部門部長		

重要な兼職の状況

OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.取締役、HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.董事長、HEFEI OVAL AUTOMATION CONTROL SYSTEM CO., LTD.董事

選任理由

同氏は、1986年に当社入社後、技術部門、生産管理部門、製造部門など製品や生産に関する各分野で経験を積んだ後に情報システム室長に就任し、新基幹システムの導入においては、その中核となりITインフラの刷新に貢献いたしました。また2019年に執行役員マーケティング部門部長就任後は、Webや動画を活用した、新たな発信型マーケティングを展開し変革をもたらしました。同氏の製造現場での経験に裏打ちされた提案力や実現能力が取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社とOVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.、HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.、HEFEI OVAL AUTOMATION CONTROL SYSTEM CO., LTD.、OVAL TAIWAN CO.,LTD.、山陽機器検定株式会社との間には製品の売買等の取引関係があります。
3. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補しております。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2024年2月15日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

当社は監査等委員である取締役を3名選任しておりますが、業務執行に対する監査機能の充実、コーポレートガバナンスの一層の強化を図りたく、新たに監査等委員である取締役1名を増員することとし、選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の選定にあたっては、委員の過半数が独立社外取締役（監査等委員）により構成される指名・報酬諮問委員会の審議・勧告を経ております。

また、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

うし じま ま き こ
牛島 真紀子

新任 社外 独立

■ 生年月日

1967年3月15日生

■ 取締役会への出席状況

—

■ 監査等委員会への出席状況

—

■ 所有する当社の株式数

0株

略歴、地位、担当

1990年4月	株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社	2005年4月	ファースト・パートナーズ・グループ株式会社（現株式会社アヴェンテ）入社
1993年10月	中央クーパーズ・アンド・ライブランドコンサルティング株式会社（現日本アイ・ビー・エム株式会社）入社	2006年4月	同社取締役就任
1997年5月	公認会計士登録	2006年9月	株式会社アルファ・トレンド・ホールディングス社外監査役就任
1999年8月	第一生命情報システム株式会社入社	2007年6月	牛島会計事務所代表（現任）
2001年5月	KPMGコンサルティング株式会社（現PwCコンサルティング合同会社）入社	2014年12月	税理士登録
		2020年2月	公益財団法人オーケー育英財団 監事（現任）

選任理由および期待される役割

同氏は、公認会計士および税理士としての財務・税務・会計・監査分野における専門的知識と豊富な実務経験、社外監査役として経営の監査に関する経験を有しているほか、企業経営者としても経験と見識を有しており、当社のガバナンス向上および独立した立場からの経営の監視・監督機能の充実も期待できるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 牛島 真紀子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 牛島 真紀子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。牛島 真紀子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金および訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、2024年2月15日に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

(ご参考) 本株主総会後の取締役(予定)に期待するスキル・専門的な分野(スキルマトリックス)

第2号・第3号議案をご承認いただいた場合の各取締役に期待するスキル・専門的な分野は次のとおりであります。

氏 名	地 位	期待するスキル・専門的な分野						
		企業 経営	製造 技術 研究開発	営業 マーケティング	グローバル	財務 会計 金融	コンプライアンス ・リスク マネジメント	人事 人材開発
谷本 淳	代表取締役社長	●	●	●	●		●	●
浅沼 良夫	取締役 兼 常務執行役員	●	●	●	●	●		●
加藤 芳樹	取締役 兼 常務執行役員	●		●	●			
新國 誠治	取締役 兼 上席執行役員	●	●		●			
小熊 仁	取締役 兼 上席執行役員	●	●	●			●	
池上 幸定	社外取締役 常勤監査等委員	●		●		●	●	●
寺尾 吉哉	社外取締役 監査等委員		●		●			
松本 正	社外取締役 監査等委員	●		●	●			●
牛島 真紀子	社外取締役 監査等委員	●			●	●	●	

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立が進展する中、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格の高騰、欧米におけるインフレ加速に伴う金融引き締め、中国での新型コロナウイルス感染症再拡大等により、緩やかに減速傾向で推移いたしました。わが国経済においては、政府による行動制限の緩和により社会経済活動の正常化が進展したものの、急激な為替相場の変動やウクライナ情勢の長期化の影響による資源価格やエネルギー価格の高騰や部材の供給不足などが経済活動を鈍化させ、景気の先行きについては、予断を許さない状況が続いております。

このような経営環境のもと、当企業グループは「中期経営計画『Imagination 2025』」において、経営理念“確かな計測技術で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。”に基づき、企業活動を通じて、これまで培ってきた技術をより一層深化させることにより、持続的な社会の実現に貢献する商品およびサービスを提供するとともに、アジア No.1 のセンシング・ソリューション・カンパニーを目指し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。具体的には、事業環境の変化を的確に捉え、『既存事業の変革』と社会の課題を解決するための『イノベーション』を実現し、企業価値を高める「成長戦略」と現在の経営基盤の見直しや改善と時代の変化に即した新しい組織・運用の導入により、強靱で社会から信頼される経営基盤を構築する「経営基盤強化戦略」を二本の柱として取り組んでおります。当連結会計年度でも引き続き「成長戦略」として、展示会、ものづくりや研究開発に携わる技術者のためのデジタル放送局を活用し、お客様の工場内の環境改善、安全対策や作業効率アップのための設備管理や状態監視について提案を行ってまいりました。さらに、サービス事業成長戦略における事業拡大戦略として、工場やプラントにおいて希少性の高い技術で計装機器のメンテナンス業務を行い、顧客から大きな信頼と実績を積み重ねてきた京浜計測株式会社の株式を取得し、2023年1月20日に完全子会社化するなど、他社製品のメンテナンスや校正事業の強化に取り組んでまいりました。一方、「経営基盤強化戦略」として、マーケティングオートメーションを活用し、営業の効率化やマーケティング活動の変化・多様化に取り組んだほか、原材料価格の高騰への対策として、グループ全体の業務の棚卸による効率化を実施し、外部委託していた一部の生産プロセスを自社生産へ切り換えて工場稼働率の向上を進めるなど、製造経費の圧縮に努めてまいりました。

その結果、受注高は13,828百万円（前連結会計年度比6.1%増）、売上高は13,312百万円

(同19.5%増)と前連結会計年度を大きく上回りました。利益面でも売上高の増加に伴い大きく利益率が改善したほか、好調な受注に支えられて製作案件の全体に占める比率が増加し工事案件の比率が減少したこと、調達コスト削減の徹底などの結果、営業利益は1,105百万円(同299.1%増)、経常利益は1,228百万円(同161.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は649百万円(同127.0%増)といずれの利益におきましても前連結会計年度を大きく上回る結果となりました。

事業部門別の業績は、以下のとおりであります。

(センサ部門)

受注高は、国内については石油関連業界向けの需要が縮小傾向にありますが、半導体関連業界向けが前連結会計年度に引き続き高水準で推移したこと、化学関連業界向けが素材市場向けなどを中心に好調に推移したこと、また、海外については中国、韓国が電気自動車用をはじめとする電池関連業界向けが好調だったことなどにより、9,769百万円(前連結会計年度比9.1%増)となりました。売上高も受注高同様に、国内の化学関連業界向けや海外の中国、韓国の電池関連業界向けが好調に推移しましたが、さらに受注が高水準で推移している半導体関連業界向けの出荷が前連結会計年度より増加したことなどにより、9,237百万円(同23.0%増)と前連結会計年度を大きく上回りました。

(システム部門)

国内システム案件は、受注高は石油関連業界向けおよび官公庁向けが低迷しておりますが、売上高は、前連結会計年度に受注した案件の出荷などにより前連結会計年度より微増となりました。海外システム案件は、東南アジア地域における新型コロナウイルス感染症の影響からの落ち込みが前連結会計年度で底打ちとなり、当連結会計年度は徐々に回復し、受注高、売上高共に前連結会計年度より増加となりました。

その結果、全体の受注高は1,586百万円(同5.0%減)、売上高は1,583百万円(同24.7%増)となりました。

(サービス部門)

主要顧客の石油関連業界は、業界再編、脱炭素社会に向けたエネルギーの置換などにより市場環境は厳しい状況が継続しているなかで、保全計画サポートサービスなど地道できめの細かいメンテナンス活動に注力してまいりました。また、JCSS(計量法校正事業者登録制度)校正事業、他社製流量計の校正やメンテナンスの拡販を展開し、収益の拡大に取り組んでまいりました。その結果、受注高は2,472百万円(同2.9%増)、売上高は2,491百万円(同5.4%増)と前連結会計年度を若干上回りました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、当社本社および横浜事業所における建物附属設備および検査装置の更新など、総額418百万円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は実施しておりません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2023年1月20日に京浜計測株式会社の全株式を取得し、100%子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

① 収益基盤の多角化

当企業グループは、創業より石油関連市場を主要な取引先の一つとしておりますが、同市場については、エネルギーの脱炭素化や業界再編などにより市場縮小、需要減、さらに、近年では新型コロナウイルス感染症拡大による影響も加わって、厳しい経営環境を迎えております。この状況を打開するためには、より抜本的な構造改革が必要であり、その決意のもと、2022年3月に「中期経営計画『Imagination 2025』」を策定し、中長期経営ビジョン「アジアNo.1のセンシング・ソリューション・カンパニーへ」を目標に掲げ、2032年3月期には売上高200億円、経常利益20.5億円、ROE10%の達成を目指しております。その目標の達成には、石油関連市場への依存からの脱却は避けては通れない課題であり、解決するには、収益基盤の多角化が必須であるため、以下3つの課題を中心に当企業グループは総力をあげて取り組んでまいります。

(i) 新市場への参入および新規顧客の獲得

従来からの二次電池製造プラント用の流量計や水素ディスペンサー用の流量計などの商品の販売に引き続き注力していくほか、さらに石油関連市場から水素エネルギーや燃料アンモニアなどCO₂フリーの次世代エネルギー市場や再生可能エネルギー市場にリソースを傾注し、関連商品とサービスの開発および市場参入に注力してまいります。次世代エネルギーのサプライチェーンの進化の一翼を担い新たなビジネスチャンスとするとともに、気候変動など持続可能な社会にも貢献してまいります。

また、従来型の営業から幅を広げ、BtoBビジネスの購買プロセスが複雑化してきていることを活用した電話やメール、Web会議などにより徐々に見込み顧客（リード）をナーチャリング（購買意識の醸成）するインサイドセールスも展開し、新たな営業スタイルでの新規顧客の獲得にも取り組んでまいります。

(ii) 新事業への参入

当企業グループがこれまで培ってきた技術を派生させた新たな商品の開発に取り組むほか、エンジニアリングや生産の受託など、当企業グループが保有する技術・ノウハウを関連分野で活用し、新規事業を社内で立ち上げる取り組みも進めております。また、並行して既存事業の関連分野の企業や事業を買収（M&A）するなど、新たなビジネスや利益創出へとつなげることも目指しております。

(iii) アジア事業の拡大

当企業グループは、海外事業はリスク管理および経営資源の選択と集中の観点から、中国・韓国・台湾などの東アジア地区、およびシンガポールなどのASEAN地区を重点地域として、各地域の特性に応じたグローバル事業展開を進めております。これらアジアの経済発展は今後も進み、マーケットが成長していくことが予想されます。これに対応するため、アジア各子会社・各代理店における販売チャネルを拡大し強化するとともに、各子会社・各代理店が相互連携および情報共有を密に行い、グループ一体となり受注の拡大に努めてまいります。特に中国子会社においては日本本社と同様にアジア事業の中核となるべく、積極的に経営資源を投下することとし、製造・販売・技術の一体体制を構築することで、アジアでの事業基盤の拡大と成長戦略を推し進めてまいります。

② SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み

当企業グループは、SDGsの17の目標の中で、次世代に豊かな自然を継承できるよう、関連商品の製造・販売など「i 事業活動・ビジネスを通じた環境問題への貢献」と事業で利用した資源の再利用や二酸化炭素や有害化学物質の排出量の削減など「ii 事業者自身としての環境問題への貢献」の2点を目標として取り組んでおります。

(i) 事業活動・ビジネスを通じた環境問題への貢献

製品の開発・設計段階から「環境負荷の低減」および「環境汚染の未然防止」を配慮したアセスメント（事前評価）を行い、製品がお客様への納品から廃棄に至るまでの各過程において、環境に配慮した設計になっていることの検証を行っております。また、二次電池の製造プラント関連商品、燃料電池自動車の水素充填関連商品、超高圧燃料噴射のディーゼルエンジン関連商品などの環境問題に貢献する流体関連商品の開発およびスチーム、圧縮空気、冷却水などの各種省エネ管理用流体関連商品など様々な環境貢献商品の開発に取り組んでおります。

(ii) 事業者自身としての環境問題への貢献

全拠点で電力やガスの使用量の管理、社用車の燃費管理を行なうとともに、生産拠点の横浜事業所では、生産設備の効率的運用に努めているほか、夏冬の冷暖房時期の電力使用量平準化を目的に、冷房については深夜電力を利用したエコアイスを使用し、暖房については上

記に加え、天然ガスを燃料とした温水ボイラーを使用することで、二酸化炭素の排出量の削減に取り組んでおります。

③ 当企業グループの成長を支えるベースづくり

当企業グループの成長や変革の実現には、そのベースとなる人財の育成が不可欠であります。そのため、当企業グループでは、女性、外国人、キャリア採用者などを含む多様な人財活躍、教育制度の充実、健康経営に取り組むとともに、過重労働を防止し、従業員一人一人が快適でかつ働きがいをもって生き生きと働ける職場環境を整備してまいります。また、コロナ禍で生まれた新しい生活様式をふまえた働き方改革を推進し、今後も引き続きテレワークなどの「働き方の新しいスタイル」の更なる実現に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう切にお願い申し上げます。

(6) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第98期 2020年3月期	第99期 2021年3月期	第100期 2022年3月期	第101期 (当連結会計年度) 2023年3月期
受 注 高(百万円)	11,473	10,632	13,028	13,828
売 上 高(百万円)	11,886	10,341	11,144	13,312
経 常 利 益(百万円)	561	41	469	1,228
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	282	28	286	649
1株当たり当期純利益	12円61銭	1円29銭	12円77銭	28円98銭
総 資 産 額(百万円)	20,909	22,131	21,685	22,365
純 資 産 額(百万円)	13,150	13,084	13,514	14,282
1株当たり純資産額	570円95銭	568円61銭	586円77銭	618円87銭

(注) 第100期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第100期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主要な事業内容
オーバルアシスタンス株式会社	30百万円	100.0	計測機器の修理 および不動産賃貸業務
株式会社山梨オーバル	80百万円	100.0	計測機器の製造、販売
株式会社宮崎オーバル	60百万円	100.0	計測機器の製造、販売
京浜計測株式会社	10百万円	100.0	計測機器の修理、 電気設備工事
OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.	600千シンガポールドル	80.0	計測機器の販売、 システム製造・販売
OVAL TAIWAN CO.,LTD.	5百万ニュー台湾ドル	80.0	計測機器の販売
HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.	23,053千元	100.0	計測機器の製造・販売
HEFEI OVAL AUTOMATION CONTROL SYSTEM CO.,LTD.	5,624千元	60.6	計測機器の製造、 システム製造・販売
OVAL ENGINEERING INC.	500百万ウォン	60.0	計測機器の製造・販売
OVAL ENGINEERING SDN. BHD.	400千リンギット	80.0	計測機器の販売
OVAL Corporation of America	1百万米ドル	100.0	計測機器の製造・販売

(注) OVAL ENGINEERING SDN. BHD.に対する出資比率は間接所有によるものであります。

事業報告

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
センサ部門	工業用計測機器および関連機器の製造・販売
システム部門	計装および制御・管理装置の製造・販売
サービス部門	工業用計測機器および装置に関するメンテナンス業務、流量計の検定業務

(9) 主要な事業所および営業所

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都新宿区	中部営業所	愛知県刈谷市
横浜事業所	神奈川県横浜市	大阪営業所	大阪府吹田市
東北営業所	宮城県仙台市	岡山営業所	岡山県倉敷市
神奈川営業所	神奈川県横浜市	九州営業所	福岡県福岡市

② 子会社

名称	本社所在地	名称	本社所在地
株式会社山梨オーバル	山梨県甲府市	HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.	中国安徽省合肥市
株式会社宮崎オーバル	宮崎県都城市	OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.	シンガポール

(10) 企業集団の従業員の状況

事業の部門の名称	従業員数	前期比
センサ部門	191名	4名増
システム部門	28名	3名減
サービス部門	97名	21名増
全社（共通）	372名	3名減
合計	688名	19名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業の部門に区分できない販売および管理部門に所属している人員数であります。

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三井住友銀行	658
株式会社三菱UFJ銀行	430
株式会社横浜銀行	252
明治安田生命保険相互会社	240
日本生命保険相互会社	240

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,403,957株(自己株式3,776,043株を除く)
- (3) 株主数 6,246名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
明治安田生命保険相互会社	1,900	8.5
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,487	6.6
東京計器株式会社	1,309	5.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,227	5.5
轟産業株式会社	1,141	5.1
株式会社三笠	811	3.6
日本生命保険相互会社	691	3.1
横河電機株式会社	512	2.3
損害保険ジャパン株式会社	422	1.9
日本証券金融株式会社	372	1.7

- (注) 1. 持株比率は自己株式(3,776,043株)を控除して計算しております。
2. 2023年3月31日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、Anton Paar GmbHが2023年3月30日現在で1,168,700株(株券等保有割合4.46%)を保有されている旨が記載されておりますが、当社として2023年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職
代表取締役社長	谷本 淳	監査室・経営企画室担当	—
取締役	浅沼 良夫	執行役員 中国事業推進室長 システムエンジニアリング部門部長 管理部・中国事業推進室・システムエンジニアリング部担当	HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.董事
取締役	加藤 芳樹	執行役員 営業本部長 営業本部担当	HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.董事 山陽機器検定株式会社取締役
取締役	新國 誠治	執行役員 横浜事業所長 品質保証部・認定事業室・サービス部・横浜事業所担当	京浜計測株式会社取締役 OVAL TAIWAN CO.,LTD.董事 山陽機器検定株式会社監査役
取締役	小熊 仁	執行役員 マーケティング部門部長 情報システム部・マーケティング部担当	OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.取締役 HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.董事長 HEFEI OVAL AUTOMATION CONTROL SYSTEM CO.,LTD.董事
取締役 (常勤監査等委員)	池上 幸定	—	—
取締役 (監査等委員)	寺尾 吉哉	—	国立研究開発法人産業技術総合研究所 計量標準総合センターテクニカルスタッフ 寺尾技研 計量計測コンサルタント
取締役 (監査等委員)	松本 正	—	株式会社チノ一 顧問

- (注) 1. 取締役(監査等委員)池上 幸定、寺尾 吉哉、松本 正の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、取締役(監査等委員)池上 幸定、松本 正の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。なお、寺尾 吉哉氏は、(事業年度末日時点では独立役員でありましたが、)電子提供措置の開始日時点で、東京証券取引所の独立役員の要件外となったため、独立役員を取り下げております。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、取締役(監査等委員)池上 幸定氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役(監査等委員)池上 幸定氏は金融機関での長年の業務経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 2022年6月28日開催の第100期定時株主総会において小熊 仁氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 2022年6月28日開催の第100期定時株主総会において寺尾 吉哉氏および松本 正氏が取締役(監査等委員)に新たに選任され、就任いたしました。
6. 2022年6月28日開催の第100期定時株主総会終結の時をもって、加瀬 豊氏および長野 和郎氏は任期満了により取締役(監査等委員)を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および子会社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）を、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の役員報酬の制度設計を含めた審議、勧告を経た後に、取締役会決議により決定しております。当社の決定方針の概要は以下のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬として月例の固定報酬と臨時で支給する賞与で構成しております。

基本報酬は経験、職位、従業員に対する給与とのバランス、会社業績、同規模他社水準などを考慮し、指名・報酬諮問委員会の勧告を踏まえ、取締役会によりその決定について委任された代表取締役社長が個人別の取締役の基本報酬の額を決定しております。また、定額の固定報酬の一部を、自社株式の取得を推進するために、株式累積投資に拠出しております。

なお、決定方針の決定につきましては、指名・報酬諮問委員会および取締役会において議論を重ねたうえで決議しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の限度額は、2016年6月28日開催の第94期定時株主総会において年額120,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

取締役(監査等委員)の報酬等の限度額は、2016年6月28日開催の第94期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長谷本 淳(監査室・経営企画室担当)が、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

委任の範囲は、指名・報酬諮問委員会から勧告された水準を踏まえ、取締役会において決議された基本報酬および賞与の支給上限額の範囲での各取締役の基本報酬の額および賞与の支給・金額の決定となります。これらの権限を委任する理由として、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当執行部門の実績についての評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであり、委任する内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について、相当であると判断しております。また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるようにするための措置として、取締役全員の基本報酬の合計額および賞与を支給した場合の取締役全員の賞与合計額を取締役会の報告事項としており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。

④ 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	84,743	84,743	—	—	5
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	25,320 (25,320)	25,320 (25,320)	—	—	5 (5)

(注) 1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.当事業年度末現在の取締役(監査等委員)の人員は、3名であります。上記の対象人員と相違しているのは、2022年6月28日株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)2名を含んでいるためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 池上 幸定氏

- a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- b. 当事業年度における主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度に開催した取締役会全24回に出席しました。また、同期間中に開催した監査等委員会全13回に出席しました。その他、当社の重要な会議にも出席し、企業経営者としての高い見識と金融に関する深い造詣に基づき、当社の経営について重要な指摘、意見を述べております。
- c. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

② 取締役（監査等委員） 寺尾 吉哉氏

- a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センターテクニカルスタッフであります。なお、当企業グループと同研究所との間の取引額のうち、売上高は当企業グループの直近事業年度の連結売上高の2%未満であり、支払額は、直近事業年度の同研究所収益の2%未満であります。また、寺尾技研 計量計測コンサルタントであります。当社と寺尾技研との間には取引関係はありません。
- b. 当事業年度における主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要
2022年6月28日就任以降に開催した取締役会全20回に出席しました。また、同期間中に開催した監査等委員会全10回に出席しました。その他、当社の重要な会議にも出席し、工学博士としての専門性・見識と国内外での研究機関での経験に基づき、当社の経営について重要な指摘、意見を述べております。
- c. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

③ 取締役（監査等委員） 松本 正氏

- a. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
株式会社チノ一の顧問であります。なお、当企業グループと同社との取引額のうち、売上高は当企業グループの直近事業年度の連結売上高の2%未満であり、支払額は、直近事業年度の同社収益の2%未満であります。

- b. 当事業年度における主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要
2022年6月28日就任以降に開催した取締役会全20回のうち19回に出席しました。また、同期間中に開催した監査等委員会全10回のうち9回に出席しました。その他、当社の重要な会議にも出席し、同業種企業経営者としての幅広い見識と海外事業における豊富な経験に基づき、当社の経営について重要な指摘、意見を述べております。
- c. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mooreみらい監査法人

(注) 2022年7月1日付でMoore至誠監査法人はきさらぎ監査法人と合併し、Mooreみらい監査法人と名称を変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 24,632千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24,632千円

(注) 当社の重要な海外子会社の一部につきましては、当社の会計監査人以外の者（所在国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は、Anton Paar GmbH（以下「Anton Paar」といいます。）による議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為が行われていると合理的に判断できることも踏まえ、Anton Paarによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において他の当事者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうことができるよう、かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされることが、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの結論に至り、2022年7月20日、当社取締役会において、基本方針（会社法施行規則第118条第3号）を決定し、さらに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、①Anton Paarによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等及び②Anton Paarによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。

(1) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行なわれる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や当社取締役会が買付け

や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

かかる認識の下、当社は、(i) 大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに(ii) 大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては(iii) 当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するよう要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであります。当社取締役会といたしましては、大規模買付者が大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

従って、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が本対応方針に定められた手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

a. 経営方針

当社は、経営理念「確かな計測技術で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。」のもと、流体計測制御という事業を通じて技術・製品・サービスに様々な創造性を付加し、多様化する社会が求める新しい価値を生み出して世の中に貢献する社会的存在であり、同時に株主様やお客様の信頼と高い評価を実現することを経営の基本方針としております。

b. 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社は、2022年3月15日に公表した「中期経営計画『Imagination 2025』」において、経営理念“確かな計測技術で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。”に基づき、当社企業グループの企業活動を通じて、これまで培ってきた技術をより一層深化させることにより、持続的な社会の実現に貢献する商品及びサービスを提供し、アジアNo.1のセンシング・ソリューション・カンパニーを目指し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。具体的には、「成長戦略」と「経営基盤強化戦略」を二本の柱とし、「成長戦略」は、事業環境の変化を的確に捉え、『既存事業の変革』と社会の課題を解決するための『イノベーション』を実現し、企業価値を高める戦略として、センサ事業成長戦略、サービス事業成長戦略、システム事業成長戦略、新事業創出戦略の4つの戦略を策定しております。一方「経営基盤強化戦略」は、現在の経営基盤の見直しや改善と、時代の変化に即した新しい組織・運用の導入により、強靱で社会から信頼される経営基盤を構築する戦略として、製造BCL（ベストコスト ロケーション）戦略、人事財務強化戦略、DX推進戦略、サステナビリティ推進戦略基本戦略の4つの戦略を策定し、取り組んでおります。

② コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施し

ております。

(企業統治の体制)

当社は、コーポレートガバナンス・コードが、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための自律的な経営体制の構築に必要な重要な指針であると認識しており、コーポレートガバナンス・コードの基本原則である、1. 株主の権利の最大限の尊重と株主平等の確保、2. 株主以外のステークホルダーにも配慮した適切な協働体制の構築、3. 適時適切な情報開示と透明性の維持、4. 取締役会の最適かつ迅速な意思決定と監督機能の強化、5. 株主との積極的な対話、の5つの基本原則とそれに基づく全78原則を、誠実に遵守できるよう取り組んでおります。

具体的には、当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しております。監査等委員である取締役が取締役会において議決権を持つことで、取締役会における監視・監督の強化を図り、また、独立社外取締役3名（うち常勤社外取締役1名）で構成される監査等委員会による監査の実効性を確保するために、監査等委員会に事務局としてスタッフを配置しております。また、執行役員制度を採用し、業務執行の迅速性を確保しております。さらに、取締役の選解任及び報酬等の内容及び決定プロセスに関する客観性や透明性を確保することを目的として、当社は2022年6月28日に独立社外取締役を過半数とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。

(監査等委員会監査及び内部監査)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、監査等委員である社外取締役3名全員は、独立役員であります。社外取締役3名は、それぞれの豊富な経験と専門性に基づき、取締役会で忌憚のない意見を述べ、独立した立場で経営の意思決定に参加しております。また、社外取締役3名のうち1名は金融機関での豊かな営業経験と金融に関する深い造詣及び財務会計に関する相当程度の知見を有する者であります。監査等委員会の監査の実効性を確保するために、社外取締役1名を常勤の監査等委員とし、監査等委員会に補助スタッフとして事務局を設け、これまで以上に監査室との連携体制を強化しております。監査室における監査結果については、取締役や監査等委員会に適宜報告がされております。

当社における内部監査は、3名で構成される監査室にて実施し、業務活動全般に関する監視と改善に向けた活動を、監査等委員会監査、会計監査人監査と連携しながら行っております。また、主要な会議、委員会には監査等委員及び監査室の担当者が出席してモニタリングをするとともに、必要な情報収集を行っております。なお、法律上の判断を必要とする場合には顧問弁護士に適時アドバイスを受けております。監査等委員は、取締役会及び主要な会議等へ出席し、各事業部門へのヒアリング等を通じた経営状況の把握、取締役・執行役員の

経営判断及び業務執行について適法性の観点から厳正な監査を行っております。また、会計監査人との定期会合は年4回開催され監査計画の概要、監査実施状況を相互に確認するとともに、会計監査人の監査日には適宜情報交換を行っております。

(その他)

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（2022年12月1日）をご参照下さい。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本対応方針の概要は以下のとおりです。

① 本対応方針に係る手続

当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、株主意思確認総会により承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、本対応方針に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

② 独立委員会の設置

当社は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について

勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

③ 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下）により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります。

④ 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の割合は、一定程度希釈化されることとなります。

(4) 上記(2)及び(3)の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記(3)の本対応方針については、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすることにより、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図ることを目的とするものであることから、上記(1)の基本方針に沿ったものです。また、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言

内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日の改訂後のもの)の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。また、株主の皆様の意思を反映させるという観点から、大規模買付者が本対応方針に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとしております。加えて、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の独立社外取締役3名から成る独立委員会の勧告を受けるものとし、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしていること、デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと等により当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

従いまして、当社取締役会は、本対応方針が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(5) 本対応方針の廃止の手続及び有効期間

本対応方針の有効期間は、2023年開催の当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。但し、2023年開催の当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを含む大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておりません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

事業報告

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間の満了をもって本対応方針を終了させることが相当であると考えており、当該終了の適否について、独立委員会に諮問しております。当社取締役会は、同委員会の勧告を踏まえて、本対応方針の終了について決定することを予定しております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は以下の経営理念を定めております。

『確かな計測技術で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します。』

“確かな計測技術で”

- 「流体計測技術」から将来を見据えた新たなビジネス拡大の可能性として、「計測技術」まで事業領域を拡大

“新たな価値を創造”

- お客様に付加価値の高いセンサ・ソリューション、そしてサービスを提供

“豊かな社会の実現に貢献”

- 地球温暖化問題への取り組み。カーボンニュートラル、水素、アンモニア、メタネーションなどへの関連商品を提供し、再生エネルギーのサプライチェーンに貢献

- SDGsの17の目標：「産業界のマザーツール」メーカーとして、商品を通して社会の営み、あらゆる産業を下支え

この理念達成のために、従業員が遵守すべき指針およびルールとしてオーバル行動指針、社内規程を定めております。これらは、社会の一員として会社および従業員が当然に遵守しなければならない基本的な事項として法令・規則を土台としております。さらに毎年、会社としての業務指針、企業方針、部門としての運営方針、部署としての業務目標を定めて、業務管理を実施しております。また、CSR行動規範を定めて公正な風土作りに努めており、今後とも社会規範に則り、公明正大な経営に努めます。

(1) 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

取締役会規則および文書取扱保管規程等に基づき、取締役会の決議事項および報告事項を議事録へ記載および保存、また、稟議規程に基づき稟議決裁書の保存および管理を行い、常に取締役の業務執行に係る情報および執行過程を検証できるようにする。

また、主要な会議・委員会の議事録は電磁的媒体により経営企画室に保管され、取締役および監査等委員会は、経営企画室長に申し出ていつでも閲覧することができる。

【運用状況】

取締役会議事録、稟議決裁書および主要な会議・委員会の議事録は、法令や規程に基づき作成され、取締役および監査等委員会から請求があった場合には、取締役の業務執行に係る情報や執行過程が検証できるように適切に保管されております。

(2) 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 各部門において、年に一度潜在化している重要なリスクの抽出を行い、新たに抽出されたリスクに対する防止策を構築する。また、現在把握しているリスクに対するマネジメントが有効かどうか、適宜検討する。

【運用状況】

各部門において業務に関連する重要なリスクの抽出と見直しを定期的に行い、防止策を構築しております。

- ② 秘密情報管理規程等に従い、企業秘密の管理を徹底する。また、秘密情報にアクセスできる従業員を制限し、必要最小限とするよう徹底する。

【運用状況】

秘密情報管理規程で秘密情報の取扱いと保管について定め、秘密情報を知りうる従業員を制限しております。

- ③ 定期的に従業員に対し、リスクマネジメントに関する教育および研修を実施する。

【運用状況】

新入社員研修や階層別研修におけるリスクマネジメントを含むCSR教育や規程に関する教育、また、職長教育における安全衛生に関する教育、さらに、当社および国内子会社全社員に対してコンプライアンス研修を実施しております。

- ④ 監査室による内部監査において、各部署におけるリスクマネジメントが十分に行われているか必要に応じて監査する。

【運用状況】

監査室は、各部署の業務が規程や作業要領書に基づいて適切に行われているかを検証しております。

(3) 「当社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われ、かつ法令および定款に適合することを確保するための体制」

- ① 会社は毎年経営に関し「業務指針」と「企業方針」を示し、それらに基づいて各部門部長は「部門運営方針」を制定し、さらにそれらに基づいて各部署の課長は「部署別業務目標」を定め、中期経営計画の達成に向けた戦略を実行する。

【運用状況】

中期経営計画に基づき、毎期首に代表取締役社長が業務指針および企業方針を定めております。制定された業務指針と企業方針に基づき、各部門部長は部門運営方針を制定し、各部署の課長は、部門運営方針を達成するための部署別業務目標を制定しております。各課の課員は、部署別業務目標を達成するために個人別業務目標を作成し、各従業員の目標が、中期経営計画達成につながるよう目標管理を行っております。

- ② 月1回以上取締役会を開催し、決議事項に関する討議、業務執行状況の報告を受けることで、取締役会および取締役の他の取締役に対する監視を機能させる。

【運用状況】

原則として毎月1回取締役会を開催し、各取締役は業務執行の進捗報告をし、取締役会での相互監督と業務執行に係る建設的な議論を行っております。また、毎月1回経営会議を開催し、重要案件についての審議の充実を図っております。

- ③ 業務分掌に従い、各部門の分掌に従った業務を責任をもって効率よく遂行する。

【運用状況】

毎期首に業務分掌を定め、業務分掌に従って各部門の業務は効率よく遂行しております。

- ④ 権限統制規程に従い、取締役、執行役員、部門部長、部次長および課長の権限の範囲を明確にし、当該権限を逸脱しない業務遂行および同規程に基づく権限委譲による効率よい業務遂行を行う。

【運用状況】

権限統制規程において、職制ごとに権限の範囲を明確にし、当該権限を逸脱しない業務遂行および権限委譲を行い、効率よい業務遂行を行っております。

- ⑤ 「オーバル行動指針」に明記された行動指針、ア.公共性・社会性 イ.社会的責任 ウ.環境保護 エ.公正取引の実施・取引法令の遵守に沿って全取締役、全従業員は行動し、具体的な規範として定めた「行動指針（コンプライアンス）要領書」を参考にして、業務の中で自然に責任ある行動を取る環境を醸成する。

【運用状況】

「行動指針（コンプライアンス）要領書」により、法令を遵守し、社会的責任のある行動がとれるよう全取締役、全従業員に周知しております。

- ⑥ 稟議規程および文書取扱保管規程に従い、従業員の業務遂行に関しても、業務遂行に係る情報および遂行過程を検証できるようにする。

【運用状況】

経営企画室が主管部署となり、稟議決裁手続きを通じて従業員の業務遂行が適切に行われているかを検証しております。

- ⑦ 独立性を保った監査を実施するために監査室を設置し、監査室による内部監査において、各部署における業務の効率性と法令遵守が十分に図られているか必要に応じて監査する。

【運用状況】

監査室は監査計画に基づき適切に監査を実施しております。

- ⑧ コンプライアンス相談・通報制度により、万一社内に不正または問題があった場合、従業員の地位を保障し、通報を促すことにより、正確な情報を収集して、管理担当取締役へ伝達し、その情報を基に対策を講じる。

【運用状況】

コンプライアンス相談・通報制度運用規程を定め、不正または問題があった場合には、子会社を含めた全従業員がコンプライアンス相談・通報窓口に通報できることとしております。通報があった場合には、管理担当取締役および監査等委員会に報告され、コンプライアンス委員会を通じて解決を図っております。

- ⑨ 反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては、人事総務グループが総括部署となり、所轄の警察署や顧問弁護士との連携を取りながら、毅然とした態度で対応する。

【運用状況】

反社会的勢力との関係を遮断するために、新規の取引契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力ではないことを確認した上で契約締結をしており、また、取引基本契約と同時に覚書を締結し、当社および取引先がともに反社会的勢力ではないことを相互に確認しております。

- ⑩ 財務報告の適正性・信頼性を確保する体制を構築し、定期的に見直しを行い、最適化を図る。

【運用状況】

財務報告の適正性・信頼性を確保するために、内部統制の体制整備に関する資料収集や評価を定期的に行っております。

(4) 「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- ① 子会社に派遣された取締役および監査役からの報告ないし当社監査室の監査報告により、当社取締役および監査等委員会は子会社取締役の業務執行を監視・監督する。さらに当社監査等委員会は必要に応じて直接子会社監査を行い、当社子会社管理体制および企業集団の内部統制システムが適正に構築・運用されている状況を監視・監督する。

【運用状況】

監査等委員会は、監査計画に基づき子会社の監査役と情報交換を図り、業務報告を受けるとともに説明を求め質問をし、調査監督しております。また、必要に応じ監査室と連携し、子会社に直接赴き検証しております。

- ② 当社は、子会社の損失の危険の管理および経営の効率化を図るために、関係会社の経営管理運営規程を設け、子会社における重要事項の実施については当社経営企画室の事前承認を、さらに重要度の高い事項の実施については当社取締役会の事前承認を得ることを遵守させる。また、報告事項として、中期経営計画の策定や取締役会での審議事項、月次・四半期・年次決算の報告など、子会社の経営や営業に係る重要事項の報告を確実に行わせる。万が一、重大なクレームや災害に起因する損害など業務上の重大な損害が生じた場合は、当社への報告を徹底させる体制を整える。

【運用状況】

経営企画室が主管部署となり、関係会社の経営管理運営規程に基づき、子会社から重要な業務執行について適切に報告を受けております。

- ③ 当社の監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が図られているか、必要に応じて監査する。

【運用状況】

監査室は、監査計画に基づき監査を実施し、子会社の業務状況を検証しております。

(5) 「監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項」

監査等委員会の要請に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会にスタッフを置くこととし、その人事については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換を行う。また、上記スタッフは、監査等委員会の指示にのみ従い監査等委員会監査の補助を行う義務を負うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立を保障する。

【運用状況】

監査等委員会の要請に応じて、適宜、監査室が監査等委員会の業務補助を行っております。補助を行った監査室スタッフは、監査等委員会からの指示に忠実に従っております。

(6) 「監査等委員会への報告体制およびその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- ① 監査等委員会と代表取締役社長が定期的に会合を持ち、取締役の業務執行の状況、その他会社の状況について率直に意見交換を行う。

【運用状況】

監査等委員会は、今期においては3回、代表取締役社長と会合を持ち、取締役の業務執行状況や会社の状況について率直な意見交換を行っております。

- ② 監査等委員会は、取締役会等の重要な会議に出席し、議事の経過および結果を監査する。また、当社は監査等委員会から出席要求のあった会議には出席の便宜を図る。

【運用状況】

監査等委員会は、取締役会および重要な会議・委員会のすべてに出席し、議事の経過・結果を監査しております。

- ③ 監査等委員会は、必要の都度、対象部署に出向き、取締役および従業員に照会するなどにより、会社の状況の確認、問題点の抽出、改善勧告を行う。また、監査等委員会の監査に、取締役および従業員は協力する。

【運用状況】

監査等委員会は、監査を通じて会社の状況の確認、問題点の抽出、改善勧告を行い、取締役および従業員は監査等委員会からの照会や改善勧告に適切に対応しております。

-
- ④ 当社の監査等委員会は子会社に派遣された監査役と年に2回の意見交換を実施し、当社および子会社の監査が実効的に行われる体制を確保する。

【運用状況】

監査等委員会は子会社に派遣された監査役と年に2回の意見交換を実施し、子会社の監査が適切に行われていることを確認しております。

- ⑤ 当社および子会社の取締役および従業員は、会社および関係会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査等委員会に報告する。また監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを保障する。

【運用状況】

コンプライアンス相談・通報窓口に通報があった場合には、監査等委員会に報告されております。また、コンプライアンス相談・通報窓口運用規程を定め、監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないよう適切に運用しております。

- ⑥ 当社はコンプライアンス相談・通報窓口を設置し、当社および子会社に不正または問題があった場合には、当社従業員、子会社取締役、同監査役および同従業員が、当社に対して通報する制度を導入し、当社はコンプライアンス委員会を通じて当該事案の解決を行うほか、不正行為の防止策についても討議を行い、同委員会には監査等委員も委員として参加する。また、上記の通報を行った者が、不利な取扱いを受けないことも保障し、相談・通報制度の実効性を確保する。

【運用状況】

コンプライアンス相談・通報窓口に通報があった場合には、コンプライアンス委員会を通じて解決を図り、不正行為防止のための討議・解決を行っております。コンプライアンス委員会は3ヶ月に1度開催され、通報があった場合の通報案件の他、法令遵守に関する事項について検討を行っております。

- ⑦ 監査等委員会は、監査室と連携し、必要に応じて監査の共同実施、情報の共有化を図る。

【運用状況】

監査等委員会は、監査計画に基づき監査室と共同で監査を実施し、また、監査室の監査報告書を確認し情報の共有化を図っております。

事業報告

- ⑧ 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用および債務の当社負担額について、監査等委員の請求等に従い円滑に処理し得る体制を整える。

【運用状況】

監査等委員の職務の執行で生じる費用については、予算を計上し、事前に監査費用を確保しております。また、生じた費用は監査等委員の請求に応じ、適切に処理しております。

-
- (注) 本事業報告中の表示単位未満の端数の取扱いは、金額および株式数等については切捨て、比率については小数第二位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
(流動資産)	(11,534,966)	(流動負債)	(3,993,426)
現金及び預金	3,191,416	支払手形及び買掛金	751,988
受取手形	380,035	短期借入金	1,413,512
電子記録債権	1,009,398	リース債務	35,907
売掛金	3,328,135	未払法人税等	268,028
契約資産	100,299	契約負債	135,955
商品及び製品	680,136	賞与引当金	633,109
仕掛品	743,100	製品回収関連損失引当金	2,882
原材料及び貯蔵品	1,853,448	その他	752,041
その他	269,155	(固定負債)	(4,089,431)
貸倒引当金	△20,159	長期借入金	714,163
(固定資産)	(10,830,339)	リース債務	38,747
有形固定資産	8,725,545	再評価に係る繰延税金負債	1,513,700
建物及び構築物	1,860,370	役員退職慰労引当金	50,608
機械装置及び運搬具	886,091	環境対策引当金	5,465
土地	5,756,028	退職給付に係る負債	1,560,890
リース資産	69,147	資産除去債務	143,996
その他	153,908	その他	61,858
無形固定資産	606,685	負債合計	8,082,858
ソフトウェア	211,276	純資産の部	
のれん	360,815	(株主資本)	(9,891,273)
リース資産	630	資本金	2,200,000
その他	33,962	資本剰余金	2,137,129
投資その他の資産	1,498,108	利益剰余金	5,957,154
投資有価証券	285,670	自己株式	△403,009
長期貸付金	5,858	(その他の包括利益累計額)	(3,973,884)
繰延税金資産	299,314	その他有価証券評価差額金	48,230
保険積立金	781,705	土地再評価差額金	3,386,928
その他	135,548	為替換算調整勘定	548,850
貸倒引当金	△9,990	退職給付に係る調整累計額	△10,124
		(非支配株主持分)	(417,289)
		純資産合計	14,282,447
資産合計	22,365,305	負債純資産合計	22,365,305

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,312,886
売上原価	8,035,029
売上総利益	5,277,856
販売費及び一般管理費	4,172,609
営業外収益	1,105,246
受取利息	14,914
受取配当金	4,620
受取投資利益	9,360
受取賃貸料	77,624
受取差益	32,130
受取保険金	25,267
その他	35,268
営業外費用	199,186
支払利息	28,678
支払原価	46,258
その他	1,323
経常利益	76,260
特別利益	1,228,172
固定資産売却益	462
投資有価証券売却益	4,850
ゴルフ会員権売却益	2,169
特別損失	7,481
固定資産売却損	32
固定資産除却損	11,070
アドバイザリ－費用	204,509
税金等調整前当期純利益	215,613
法人税、住民税及び事業税	1,020,041
法人税等調整額	355,105
当期純利益	△16,782
非支配株主に帰属する当期純利益	681,718
親会社株主に帰属する当期純利益	32,531
	649,186

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2022年4月1日残高	2,200,000	2,137,129	5,464,796	△402,987	9,398,938
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△156,828		△156,828
親会社株主に帰属する当期純利益			649,186		649,186
自己株式の取得				△22	△22
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	492,358	△22	492,335
2023年3月31日残高	2,200,000	2,137,129	5,957,154	△403,009	9,891,273

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額	他 土 再 差 額	地 評 額 金	為 替 勘 算	換 調 整 定	退職給付に 係る調整累 計額		
2022年4月1日残高	41,555	3,386,928		416,506	△97,952	3,747,037	368,456	13,514,432
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△156,828
親会社株主に帰属する当期純利益								649,186
自己株式の取得								△22
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,674		-	132,344	87,827	226,847	48,832	275,679
連結会計年度中の変動額合計	6,674		-	132,344	87,827	226,847	48,832	768,015
2023年3月31日残高	48,230	3,386,928		548,850	△10,124	3,973,884	417,289	14,282,447

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 11 社

連結子会社の名称

オーバルアシスタンス株式会社

株式会社山梨オーバル

株式会社宮崎オーバル

京浜計測株式会社

OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.

OVAL TAIWAN CO.,LTD.

HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.

HEFEI OVAL AUTOMATION CONTROL SYSTEM CO.,LTD.

OVAL ENGINEERING INC.

OVAL ENGINEERING SDN. BHD.

OVAL Corporation of America

京浜計測株式会社については、2023年1月20日に同社の全株式を取得したため、当連結会計年度から連結子会社としております。なお、みなし取得日を2023年3月31日としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

OVAL VIETNAM JVC. LTD.

(3) 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 1 社

OVAL VIETNAM JVC. LTD.

(2) 持分法適用の関連会社の数 2 社

山陽機器検定株式会社

OVAL THAILAND CO.,LTD.

(3) 持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社新広宣伝社

(4) 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類におよぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、京浜計測株式会社、OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.、OVAL TAIWAN CO.,LTD.、HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.、HEFEI OVAL AUTOMATION CONTROL SYSTEM CO.,LTD.、OVAL ENGINEERING INC.、OVAL ENGINEERING SDN. BHD.、OVAL Corporation of Americaの決算日は12月末日であり、他の連結子会社の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

② 棚卸資産

商品・製品・半製品・仕掛品・原材料……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産および使用権資産を除く）

当社および国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

機械装置及び運搬具 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～10年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 当社および一部の連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金 …………… 当社は、役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく、連結会計年度末要支給額を計上していましたが、2006年7月以降新規の引当計上を廃止しております。従いまして、当社の当連結会計年度末の残高は、現任取締役が2006年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。一部の連結子会社は役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 環境対策引当金 …………… 環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。
- ⑤ 製品回収関連損失引当金 …………… 連結子会社の一部は、製造した一部の微流量燃料油メーターの回収を行うこととなり、今後発生が予想される費用の支出に備えるため、合理的な金額を見積り、計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

① 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当企業グループは以下の事業を行っております。

イ) センサ部門

主に工業用計測機器および関連機器の製造・販売

ロ) システム部門

主に計装および制御・管理装置の製造・販売

ハ) サービス部門

主に工業用計測機器および装置に関するメンテナンス業務、流量計の検定業務

いずれの事業においても、顧客との間の履行義務は、約束した仕様および品質の財およびサービスを提供することと認識しております。

② ①の義務に係る収益を認識する通常の時点としては、以下のとおりです。

イ) センサ部門

(i) 据付および現地での調整作業を伴う場合には、顧客の検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

(ii) 据付および現地での調整作業を伴わない場合には、納入時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。なお、国内の販売においては、出荷時から財またはサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時で収益を認識しております。

(iii) 上記以外に、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、システム部門と同様、一定の期間にわたり収益を認識しております。

ロ) システム部門

(i) 財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、センサ部門と同様としております。

(ii) 財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転しない場合には、センサ部門と同様としております。

ハ) サービス部門

(i) 現地で役務を提供する場合には、顧客の検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

(ii) 修理部品の販売、当企業グループの工場において修理を行い顧客に返却する場合には、納入時点において、顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。なお、国内においては、出荷時から財またはサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時で収益を認識しております。

(iii) 上記以外に、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、システム部門と同様、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。ただし、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。なお、在外連結子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務および外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外国為替規程および権限統制規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約については有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

10年間の定額法により償却しております。なお、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 表示方法の変更

（助成金収入の表示方法の変更）

「助成金収入」の表示方法は、連結損益計算書上、「営業外収益」の「助成金収入」（前連結会計年度69,210千円）に独立掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「その他」（当連結会計年度8,001千円）に含めて表示しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であつて、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響をおよぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 商品及び製品 680,136 千円

(2) 仕掛品 743,100 千円

当連結会計年度末において、商品及び製品ならびに仕掛品の正味売却価額が取得原価より低下しているときには、収益性が低下しているとみて、取得原価を正味売却価額まで切り下げております。正味売却価額の見積りには、将来の追加製造原価および販売直接経費の予測が必要となりますが、その見積りには不確実性を伴い、実際の結果が見積りと異なる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産 299,314 千円

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期およびその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の結果が見積りと異なる場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

7. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積り

当連結会計年度末時点で入手可能な情報などを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の影響から経済は回復し、当社における影響も軽微となりますが、完全に収束する時期は不透明であり、軽微ながらもその影響は継続するとの仮定のもと、関連する会計上の見積りを行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| 1. 担保資産および担保付債務 | |
| 建物及び構築物 | 85,976千円 |
| 機械装置及び運搬具 | 0千円 |
| 土地 | 4,525,932千円 |
| 合計 | 4,611,909千円 |
| 短期借入金 | 421,077千円 |
| 長期借入金 | 304,451千円 |
| 合計 | 725,529千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 8,776,682千円 |
| 3. 有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額 | 4,036,268千円 |
| 4. 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。 | |
| ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価および路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。 | |
| ・再評価を行った年月日…………… | 2002年3月31日 |
| ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
（時価が帳簿価額を下回る金額） | 571,717千円 |

5. 保証債務および手形遡及債務等

(1) OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD. は、下記の取引先に対し契約履行保証を行っております。

保証先	金額
JGC Holdings Corporation	11,735千円
Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte.Ltd.	3,734千円
合計	15,469千円

(2) 受取手形裏書譲渡高

4,085千円

連結損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	26,180,000	—	—	26,180,000

2. 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	3,775,991	52	—	3,776,043

(注)増加は単元未満株式の買取によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	67,212	3.0	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年11月11日 取締役会	普通株式	89,616	4.0	2022年9月30日	2022年12月2日

連結計算書類

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	112,019	5.0	2023年3月31日	2023年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、資金運用については短期的な預金を中心とし、銀行等金融機関からの借り入れにより資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式ならびに債券であり、上場株式ならびに債券については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブは外国為替規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

当連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券 その他有価証券	145,470	145,470	－
長期借入金	1,247,649	1,233,193	△14,455

(※) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」および「短期借入金」については、現金であることおよび短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	140,200

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
投資有価証券			
その他有価証券			
株式	125,430	—	—
債券	—	20,040	—

連結計算書類

- (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2023年3月31日）

区分	時価（千円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期借入金	－	1,233,193	－

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は上場株式と債券であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券については、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元金利率の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	事業部門			合計
	センサ	システム	サービス	
出荷元の国別				
日本	6,669,345	1,379,044	2,459,558	10,507,949
中国	710,345	－	7,858	718,204
台湾	228,202	－	2,324	230,526
韓国	1,019,397	－	9,324	1,028,721
シンガポール	296,163	204,615	12,388	513,167
マレーシア	159,971	－	－	159,971
アメリカ合衆国	154,346	－	－	154,346
顧客との契約から生じる収益	9,237,771	1,583,660	2,491,454	13,312,886
外部顧客への売上高	9,237,771	1,583,660	2,491,454	13,312,886
収益認識の時期別				
一時点で移転される財およびサービス	9,232,581	1,295,422	2,490,172	13,018,176
一定の期間にわたり移転される財およびサービス	5,190	288,237	1,282	294,710
顧客との契約から生じる収益	9,237,771	1,583,660	2,491,454	13,312,886
外部顧客への売上高	9,237,771	1,583,660	2,491,454	13,312,886

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4.会計方針に関する事項(4)重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

連結計算書類

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債は下記のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,202,987	4,717,569
契約資産	8,680	100,299
契約負債	158,206	135,955

契約資産の増減は、主として、システム部門において、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合における収益認識により増加が生じ、顧客との契約から生じた債権への振替により減少が生じたものであります。契約負債の増減は、主として、前受金の受取りにより増加が生じ、収益認識により減少が生じたものであります。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は、156,683千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における未充足の履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	4,864,891
1年超	129,275
合計	4,994,167

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 618円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 28円98銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
(流 動 資 産)	(7,682,721)	(流 動 負 債)	(2,799,370)
現 金 及 び 預 金	1,136,205	支 払 手 形	20,469
現 受 取 手 形	258,523	買 掛 金	589,369
電 子 記 録 債 権	1,009,398	短 期 借 入 金	821,200
売 掛 金	2,605,047	一 時 借 入 金	8,786
契 約 資 産	63,200	未 払 金	364,432
商 品 及 び 製 品	544,594	未 払 費 用	106,040
仕 掛 品	496,847	未 払 法 人 税 等	208,126
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,348,694	未 払 事 業 所 税	19,624
前 渡 金	16,099	未 払 消 費 税 等	94,965
前 払 費 用	89,537	契 約 負 債	23,158
短 期 貸 付 金	29,772	前 受 取 金	5,871
未 収 入 金	76,468	預 り 当 金	20,325
そ の 他 金	8,358	賞 与 引 当 金	517,000
貸 倒 引 当 金	△25	(固 定 負 債)	(3,829,143)
(固 定 資 産)	(10,734,126)	長 期 借 入 金	691,300
有 形 固 定 資 産	7,836,767	長 期 未 払 金	3,187
建 物 及 び 構 築 物	1,374,127	リ ー ス 債 務	9,150
機 械 及 び 装 置	668,842	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,513,700
車 輜 運 搬 具	3,929	退 職 給 付 引 当 金	1,442,056
工 具、器 具 及 び 備 品	92,905	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3,840
土 地	5,655,820	環 境 対 策 引 当 金	5,465
一 時 借 入 金	17,307	資 産 除 去 債 務	106,696
建 設 仮 勘 定	23,834	長 期 預 り 敷 金	53,746
無 形 固 定 資 産	569,820	負 債 合 計	6,628,513
ソ フ ト ウ ェ ア	187,011	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	18,500	(株 主 資 本)	(8,353,202)
の り 一 時 借 入 金	360,815	資 本 金	2,200,000
電 話 加 入 債 権	630	資 本 剰 余 金	2,087,589
投 資 そ の 他 の 資 産	2,327,539	資 本 準 備 金	550,000
投 資 有 価 証 券	121,071	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,537,589
関 係 会 社 株 式	469,257	利 益 剰 余 金	4,468,622
関 係 会 社 出 資 金	359,003	利 益 準 備 金	11,970
長 期 貸 付 金	219,733	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,456,652
保 険 積 立 金	752,003	配 当 準 備 積 立 金	341,460
前 払 年 金 費 用	1,207	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	185,812
繰 延 税 金 資 産	350,355	別 途 積 立 金	1,500,000
そ の 他 金	64,896	繰 越 利 益 剰 余 金	2,429,379
貸 倒 引 当 金	△9,990	自 己 株 式	△403,009
資 産 合 計	18,416,848	(評 価 ・ 換 算 差 額 等)	(3,435,132)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	48,204
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,386,928
		純 資 産 合 計	11,788,334
		負 債 純 資 産 合 計	18,416,848

損 益 計 算 書

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,557,978
売上原価	7,522,103
売上総利益	4,035,875
販売費及び一般管理費	3,187,838
営業利益	848,036
営業外収益	
受取利息	1,763
受取配当金	110,185
受取賃貸料	84,570
為替差益	30,776
その他	55,012
282,308	
営業外費用	
支払利息	12,135
貸入原価	57,191
その他	159
69,486	
経常利益	1,060,858
特別利益	
投資有価証券売却益	4,850
ゴルフ会員権売却益	2,169
特別損失	
固定資産除却損	11,070
アドバイザリ－費用	204,509
215,580	
税引前当期純利益	852,297
法人税、住民税及び事業税	251,593
法人税等調整額	△10,603
当期純利益	611,306

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
2022年4月1日残高	2,200,000	550,000	1,537,589	2,087,589
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
自己株式の取得				
当期純利益				
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-
2023年3月31日残高	2,200,000	550,000	1,537,589	2,087,589

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
配 当 準 備 積 立 金		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2022年4月1日残高	11,970	341,460	194,949	1,500,000	1,965,764	4,014,143
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△156,828	△156,828
自己株式の取得						
当期純利益					611,306	611,306
固定資産圧縮積立金の取崩			△9,136		9,136	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	△9,136	-	463,615	454,478
2023年3月31日残高	11,970	341,460	185,812	1,500,000	2,429,379	4,468,622

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等				純資産 合 計				
	自己株式	株主資本 合 計	そ 有 評 差	の 価 証 額	他 券 価 金	土 再 差		地 価 金	評 換 差 合	価 額	・ 算 等 計
2022年4月1日残高	△402,987	7,898,745		41,555					3,386,928	3,428,483	11,327,229
事業年度中の変動額											
剰余金の配当		△156,828									△156,828
自己株式の取得	△22	△22									△22
当期純利益		611,306									611,306
固定資産圧縮積立金の取崩		－									－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				6,648			－		6,648		6,648
事業年度中の変動額合計	△22	454,456		6,648			－		6,648		461,104
2023年3月31日残高	△403,009	8,353,202		48,204					3,386,928	3,435,132	11,788,334

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法に関する事項

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等……………総平均法による原価法

(2) 棚卸資産

製品・半製品・仕掛品・原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法に関する事項

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～50年

機械及び装置 7年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～10年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準に関する事項

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上していましたが、2006年7月以降新規の引当計上を廃止しております。従いまして、当事業年度末の残高は、現任取締役が2006年6月以前に就任していた期間に応じて引当計上した額であります。

(5) 環境対策引当金

環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準に関する事項

(1) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社は以下の事業を行っております。

① センサ部門

主に工業用計測機器および関連機器の製造・販売

② システム部門

主に計装および制御・管理装置の製造・販売

③ サービス部門

主に工業用計測機器および装置に関するメンテナンス業務、流量計の検定業務

いずれの事業においても、顧客との間の履行義務は、約束した仕様および品質の財およびサービスを提供することと認識しております。

(2) (1)の義務に係る収益を認識する通常の時点としては、以下のとおりです。

① センサ部門

(i) 据付および現地での調整作業を伴う場合には、顧客の検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

(ii) 据付および現地での調整作業を伴わない場合には、納入時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。なお、国内の販売においては、出荷時から財またはサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時で収益を認識しております。

(iii) 上記以外に、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、システム部門と同様、一定の期間にわたり収益を認識しております。

② システム部門

(i) 財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、センサ部門と同様としております。

(ii) 財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転しない場合には、センサ部門と同様としております。

③ サービス部門

(i) 現地で役務を提供する場合には、顧客の検収を受けた時点において顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。

(ii) 修理部品の販売、当社の工場において修理を行い顧客に返却する場合には、納入時点において、顧客に支配が移転したと判断し、収益を認識する通常の時点としております。なお、国内においては、出荷時から財またはサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

(iii) 上記以外に、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、システム部門と同様、一定の期間にわたり収益を認識しております。

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準に関する事項

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

6. ヘッジ会計の方法に関する事項

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 為替予約

ヘッジ対象 …… 製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務および外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

外国為替規程および権限統制規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジの有効性を評価しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については有効性の評価を省略しております。

7. のれんの償却方法および償却期間

10年間の定額法により償却しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法に関する事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

9. 表示方法の変更

(助成金収入の表示方法の変更)

「助成金収入」の表示方法は、損益計算書上、「営業外収益」の「助成金収入」(前事業年度49,789千円)に独立掲記しておりましたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「その他」(当事業年度314千円)に含めて表示しております。

10. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響をおよぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 商品及び製品 544,594 千円

(2) 仕掛品 496,847 千円

当事業年度末において、商品及び製品ならびに仕掛品の正味売却価額が取得原価より低下しているときには、収益性が低下しているとみて、取得原価を正味売却価額まで切り下げしております。正味売却価額の見積りには、将来の追加製造原価および販売直接経費の予測が必要となりますが、その見積りには不確実性を伴い、実際の結果が見積りと異なる場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産 350,355 千円

繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期およびその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際の結果が見積りと異なる場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

11. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響に係る会計上の見積り
連結注記表の「追加情報」の記載を参照ください。

計算書類

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産および担保付債務

建物及び構築物	36,499千円
機械及び装置	0千円
土地	4,511,000千円
合計	4,547,500千円
短期借入金	420,000千円
長期借入金	300,000千円
合計	720,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,980,836千円

3. 有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額 4,036,268千円

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
 - ・再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価および路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
 - ・再評価を行った年月日……………2002年3月31日
 - ・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
(時価が帳簿価額を下回る金額) 571,717千円

5. 保証債務
OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD. (関係会社) の金融機関からの借入金他600,045千円に対し債務保証を行っております。

6. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	258,692千円
長期金銭債権	217,812千円
短期金銭債務	142,604千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,108,722千円
仕入高	1,973,133千円
その他の営業取引高（支払等）	121,727千円
営業取引以外の取引高（収益）	144,103千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,775,991	52	－	3,776,043

(注)増加は単元未満株式の買取によるものです。

計算書類

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	441,188千円
賞与引当金	158,305千円
固定資産の評価額に係る一時差異	40,219千円
貸倒引当金	3,066千円
棚卸資産評価損	19,699千円
資産調整勘定	53,080千円
役員退職慰労引当金	1,175千円
資産除去債務	32,670千円
その他	26,144千円
繰延税金資産小計	775,550千円
評価性引当額	△335,986千円
繰延税金資産合計	439,564千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△82,006千円
その他有価証券評価差額金	△6,356千円
その他	△845千円
繰延税金負債合計	△89,208千円
繰延税金資産の純額	350,355千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.	直接 80.0%	当社製品の製造 および販売 役員の兼任 債務保証	債務保証 (注)	600,045	—	—

(注) OVAL ASIA PACIFIC PTE. LTD.の金融機関からの借入金他に対し、債務保証をしております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記 「4. 収益および費用の計上基準に関する事項」
に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	526円17銭
2. 1株当たり当期純利益	27円29銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社オーバル
取締役会 御中

Moore みらい 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 浅 井 清 澄
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森 脇 淳
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーバルの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーバル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社オーバル
取締役会 御中

Moore みらい 監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 浅井 清澄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 脇 淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーバルの2022年4月1日から2023年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第101期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議・委員会に出席し、さらに、内部監査部門の監査に同席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主に本社及び横浜事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的するものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

株式会社オーバル 監査等委員会

常勤監査等委員	池 上 幸 定	㊦
監査等委員	寺 尾 吉 哉	㊦
監査等委員	松 本 正	㊦


(注)監査等委員 池上幸定、寺尾吉哉及び松本正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場 ご案内図

日時 2023年6月28日(水曜日) 午前10時

会場 東京都新宿区上落合三丁目10番8号 当社本社会議室

-  交通機関等
- ① 東京メトロ東西線 落合駅 2a番出口 → 徒歩約2分
 - ② 都営地下鉄大江戸線 東中野駅 A2番出口 → 徒歩約6分
 - ③ JR総武線 東中野駅 西口 → 徒歩約8分



※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。